

令和元年度 第1回「富田林市人権尊重のまちづくり審議会」会議録

【日時】令和2年2月20日（木） 午前10時～12時

【場所】市役所3階 庁議室

【出席者】

中島 芳昭、松本 城洲夫、辰巳 真司、中山 佑子、山本 冬彦、隆崎 永子、
中尾 隆夫、梅澤 憲文、田村 賢一、田中 みのり、渡邊 ヒロミ、田中 洋、
鶴岡 弘美、金 和子、
(欠席) 山口 純弘

(事務局)

吉村善美（市長）、嘉田（市民人権部部長）、山本（人権政策課長）、吉田（人権政策課参事
兼課長代理兼人権政策係長）、古門（人権政策係）

【傍聴者】なし

【会議次第】

・委嘱状交付

・会長・副会長選出

委員から事務局一任との声を受けて、事務局より、会長に中島芳昭委員、副会長に松本城洲夫委員を推薦し、異議なしにより選出。

・議事案件

1. 【富田林市人権行政推進基本計画】（平成29～30年度実施計画）に基づく「平成30年度実施事業」の報告について
2. 【第2次富田林市人権行政推進基本計画】（令和2年～4年度実施計画）[案]について
3. その他 【情報提供：富田林市のLGBTに関するとりくみについて】

【会議録】

○事務局

それでは、定刻になりましたので、ただ今より、令和元年度「富田林市人権尊重のまちづくり審議会」を始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。会議に先立ちまして、まず、本審議会について、ご説明をさせていただきます。

本市では、平成13年に「富田林市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、これに基づ

き、すべての人の人権が尊重された、潤いのある豊かなまちの実現に向けて、さまざまな施策に取り組んでいるところでございます。また、本条例では、市や市民が果たすべき役割に加え、市長の諮問に応じて、人権尊重のまちづくりに関する事項を調査審議することを任務とする本審議会の設置が規定されております。皆さまには、その審議会の委員としてお願い申しあげる次第でございます。

今回、新たに会議を開催いたしますので、委員の皆さまには、これより、吉村市長より委嘱状の交付をさせていただきたいと思っております。

なお、委嘱状の交付にあたりましては、本審議会の委員を代表しまして、中島委員に交付させていただきます。中島委員、前へお願いいたします。

委員の皆様方には、本日より2年間の任期となっておりますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、吉村市長より一言ご挨拶申し上げます。

○市長

おはようございます。富田林市長の吉村善美でございます。本日は大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、この度は、本市人権尊重のまちづくり審議会の委員として、ご協力を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。本市では、これまで世界人権宣言や、憲法の理念に基づきまして、市民一人一人の権利と自由が保障され、自治体行政は人権行政であるという認識に立ちまして、様々な施策に取り組んで参りました。このことは、自治体として、根本的な存在意義であると思っております。さて、2015年に国連総会で採択されましたが、SDGs持続可能な開発目標は2030年までに、国際社会が解決すべき課題を列挙しております。前文では誰一人取り残さないことを誓うと謳っていることから明らかなようにSDGsの核にはまさに人権尊重であると思っております。こうした流れを受けまして、本市といたしましても、昨年7月に富田林市SDGs取り組み方針を定めまして、自治体としての責務を果たしていかなければならないというふうに強く思っているところでございます。昨年、本審議会にご尽力をいただきまして、第二次人権行政推進基本計画を策定させていただきましたが、刻々と変化をいたします社会や経済状況によりまして、人権問題がより複雑化多様化している中、人権問題の解決については、市民の皆様方のご協力とご理解が不可欠となっております。本審議会におきまして、本市における人権施策の取り組みや、今後のあり方、方向性につきまして、皆様方のお立場から、幅広く忌憚のないご意見、ご提言を賜りますようお願いを申し上げます。委員の皆様方におかれましては、ぜひご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますけれども、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局

ありがとうございます。吉村市長には、この後の公務ご出席のため、ここで退席させて

いただきます。

それでは、今回、委嘱後初めての審議会となりますので、各委員の皆様を名簿順にご紹介させていただきたいと思っております。なお、本日は、一般社団法人富田林市人権教育啓発推進センターの山口委員につきましては、ご欠席のご連絡をいただいております。

まず、1号委員として、市議会より辰巳真司様。同じく中山佑子様。

2号委員として、元津々山台幼稚園園長の中島芳昭様、元龍谷大学非常勤講師の松本城洲夫様です。関西大学教授の山本冬彦様です。

3号委員として、富田林市人権擁護委員協議会富田林地区委員より隆琦永子様です。富田林市町総代会より中尾隆夫様です。富田林市民生委員児童委員協議会より梅澤憲文様です。一般社団法人富田林市人権協議会より田村賢一様です。富田林市企業人権協議会より田中みのり様です。富田林市老人クラブ連合会より渡邊ヒロミ様です。富田林市身体障害者福祉協会より田中洋様です。富田林市男女共同参画センターウィズ登録団体連絡会ウィズネットより鶴岡弘美様です。(特活)とんだばやし国際交流協会より金和子様です。以上でございます。

続きまして事務局の紹介をさせていただきます。市民人権部長の嘉田です。人権政策課長の山本です。次に、人権政策係の古門です。そして私、吉田です。よろしく願いいたします。

次に、資料の確認でございますが、本日の資料として、事前にお送りさせていただいております資料を本日お持ちいただいておりますでしょうか。資料としましては、全委員へ桃色の冊子富田林市人権行政推進基本計画平成29年～30年度実施計画に伴う平成30年度実施報告の冊子でございます。それと参考資料といたしまして22年から30年度の気づき今後の取り組みチェックシート調査結果表と第二次富田林市人権行政推進基本計画に基づく令和2年～令和4年度実施計画、そして、新しく委員になっていただきました皆様方には、富田林市人権行政推進基本計画水色の冊子と第二次富田林市人権行政推進基本計画をあわせてお持ちいただいておりますでしょうか。もし、お持ちでない方がいらっしゃればお申し出いただけますでしょうか。

次に、本日机の上にご用意させていただきました資料の確認です。まず、会議次第、その次に委員名簿、富田林市人権尊重のまちづくり条例、富田林市人権尊重のまちづくり審議会規則、性の多様性に関する職員のためのサポートブック、LGBTコミュニティスペースのチラシ、絵本の読み聞かせ会のチラシ、そして大阪府パートナーシップ宣誓制度のチラシです。以上、揃っておりますでしょうか。

次に、本審議会は「会議の公開に関する指針」により公開する審議会となっております。傍聴希望する方がおられましたら、傍聴遵守事項の通り傍聴を認めておりますが、現在のところ傍聴される方はおられません。また、本審議会の会議録作成のため、議事内容を録音させていただきますことをご了承いただきますようお願い申し上げます。

発言の際には、マイクをお取りいただき、マイクに向かってお話いただきますようお願い

い申しあげます。会議録の公開につきましては、以前の審議会で委員名を実名表記で公開することとしておりましたので、今任期中の審議会につきましても実名表記で議事録を公開させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは会長・副会長の選出をお願いしたいと思っておりますが、その前に本日の審議会の成立状況のご報告をさせていただきます。本日は委員の過半数の出席をいただいておりますので、富田林市人権尊重のまちづくり審議会規則第六条第2項の規定により、本審議会は成立しておりますことをご報告させていただきます。

それでは会長・副会長の選出をお願いしたいと思っております。会長・副会長につきましては、審議会規則第5条の規定により、委員の互選によるとされておりますが、どなたか推薦いただけますでしょうか。

(事務局一任の声あり)

ありがとうございます。ただいま事務局一任の声がありましたので、事務局においてご指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(異議なし一任の声あり)

ありがとうございます。

それでは、事務局にて指名させていただきます。まず、会長でございますが、長年本市において、子どもの問題に関わってこられておりますこと、また、富田林市人権行政推進基本計画、そして第二次富田林市人権行政推進基本計画の策定に携わっていただきました中島委員を。そして副会長には、様々な自治体において、人権に関する計画や、本市において長年中島委員とともに、富田林市人権行政推進基本計画の策定に携わっていただきました松本委員をお願いしたいと思っておりますが、皆様いかがでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。それでは、会長を中島委員に、副会長を松本委員をお願いしたいと思います。中島委員、松本委員、前の席へ移動お願いいたします。

それでは、会長・副会長を代表しまして、中島会長より一言ごあいさつをお願いいたします。

○中島委員

皆さん改めましてこんにちは。ただいま本審議会の会長に選任をしていただきました中島でございます。前回に引き続きまして、会長をさせていただくことになりましたが、松本副会長さんとともに、スムーズな議事進行に努めて参りたいと思っておりますので、どうぞ皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。座らせていただきます。

○事務局

ありがとうございます。それではこれより議事進行につきましては、会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○中島会長

はい。それでは、議事を進める前に先ほど事務局より本日の傍聴者はおられないという

ことでしたが、それでよろしいでしょうか。

○事務局

はい。傍聴人はおられません。

○中島会長

では早速、議事を進めさせていただきます。本日の案件は、会議次第でありますように、まず一つ目が、富田林市人権行政推進基本計画平成 29 年度から 30 年度実施計画に基づく平成 30 年度実施事業の報告、それと二つ目が、第二次富田林市人権行政推進基本計画令和 2 から 4 年度実施計画案でございます。委員の皆様から忌憚のないご意見をいただきたいと思っておりますので、後程積極的なご発言をお願いいたします。また限られた時間でございますので、皆様方のご協力をいただいて進めて参りたいと思っております。最後までどうぞよろしくお願いいたします。それでは、案件 1 につきまして事務局の方から説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、ご報告させていただきます。

資料としましては、桃色冊子の「平成 30 年実施事業報告」になります。

今回、委嘱後初めての審議会であり、初めての委員の方々もおられますので、これまでの経緯も含めまして、簡単に概要をご説明させていただきます。

まず、平成 21 年 3 月に、本市における今後の人権施策への取り組みや方向性を示す「富田林市人権行政推進基本計画」を策定しました。これは 10 年間の計画で、市ではこれに基づいて人権教育・啓発を中心とする人権施策に取り組んで行くこととしております。

なお、この計画は、昨年 3 月に計画期間の 10 年を終えたため、平成 31 年度の今年度より次期計画である「第二次富田林市人権行政推進基本計画」に引き継いだところです。今回は「平成 30 年度の事業報告」となりますので、前基本計画に基づいてのご説明となります。

この基本計画では、同和問題や子ども、女性、障がい者、高齢者などさまざまな人権課題の解決に向けた取り組みはもちろん、自治体行政は人権行政であるという認識をいかに全庁的に広めていくかということが大きな柱のひとつとなっております。

そして、この基本計画の内容を具体的に取り組んで行くために、各課題を別途抽出しまして、「実施計画」として位置づけ、これに基づいて各課が事業を行っていくということになっております。各課がどのような事業を実施しているのか、その実績や各課の評価がどうであるのかを、毎年、調査・集約を行っております。また、人権行政という認識が庁内でどの程度広がったのかという点につきましても、「気づき取り組みチェックシート」というひとつの指標を用いて表しております。

なお、この基本計画につきましては、前年の審議会の第二次基本計画策定の際に、「総括」させていただいておりますが、30 年度の各事業の実績報告のみまだ未報告であったため、今回ご報告・ご説明させていただくものであります。

それでは、桃色の冊子『平成30年度事業報告』の内容についてご報告させていただきます。先ほどもご説明のとおり、この冊子は、平成30年度に各課が実施した事業に対して、実績や10段階での評価・その評価に至る視点、今後のあり方について各課より報告をいただき、まとめたものであります。

構成としましては、11ページから56ページまでが、同和問題・女性・子ども・障がい者に関わる各個別の人権課題への各課の実施事業を掲載しており、57ページから86ページまでが、市役所庁内組織における人権行政の推進に関わる事業を掲載しております。

また冊子の章末に、「気づき取り組みチェックシート」として、人権行政という認識が庁内でどの程度広がったのかを●○の指標を用いて表しております。

事業項目につきましては、前年（29年）度を実施した事業と比較しますと、基本的にはほぼ同様の事業になりますが、新たに30年度では5つの事業が増えております。

具体的には、まず25ページ「女性をめぐる取組み」3-③では、人事課が育児休業者がスムーズに職場復帰ができる目的で実施の「仕事と家庭の両立ができる職場環境づくり」事業、同じく25ページにて、危機管理室が「災害対策用プライベートルームの設置」に関する取組、この「災害対策用プライベートルームの設置」に関しましては、42ページ5-③「高齢者をめぐる取組み」でも記載しております。また、戻りまして33ページ4-①「障がい者をめぐる取組み」でも消防指令課の聴覚障がい者や言語障がい者への電子メールでの通報機能「メール119システム」や55ページ8-⑦「さまざまな人権課題」では市民窓口課の「本人通知制度」に関する取組みが増加しております。

次に各課が人権行政に関する認識浸透度を表す「気づきチェックシート」でございます。87ページ以降「気づきチェックシート」の1ページ目をご覧ください。

このシートは各所属課がそれぞれの人権課題に対して、実施している事業がある場合は●で表し、事業はないが各課題を認識している場合は○で表示しており、各課の人権課題に関する認識浸透度を表すシートとなっております。また、網掛けの部分が前年度の29年度から30年度にかけて増減等の変化が生じた部分となります。

全体としまして、前年度との比較では、●が4箇所、○が37箇所の増となっております。まず、取り組み事業があった●ですが、先ほどの事業の増減でもご説明させていただきました危機管理室のプライベートルームの設置における「女性」「高齢者」への取組の●、市民窓口課の「本人通知制度」、消防指令課の「メール119システム」事業より●がっております。

次に具体的な事業はないが、認識がある場合の○につきましては、以前より委員のみならずさまざまからご指摘いただきました、政策推進課・総務課・財政課など市の中心を担う所管課において認識の指標がないことに対しまして、担当課に働きかけを行い、「人権行政」の在り方や考え方の説明を行い、市全般の施策を進めていく、先進的・全体的な施策展開を行っていく部署であることから、○の認識について理解し、つけていただいたところです。

また参考資料であります別冊の【気づき・今後の取り組みチェックシート 調査結果表】

をご覧くださいませでしょうか。このチェックシートを導入しました22年度より30年度までの計画期間の認識浸透度の推移となります。導入当初より委員のみなさまからのご指摘や本課からアプローチを行いながら、少しずつではありますが浸透してきており、全体のチェック項目数の割合から見まして、初年度22年度の16%から始まり、30年度では2倍の33%で、全体の3割のチェックが入っております。基本計画が掲げる人権行政の推進体制からはまだまだ低い浸透度ではございますが、少しずつ意識の向上が見られるのではないかと考えられます。

今後とも、基本計画や30年度での各人権課題の解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上でご説明とさせていただきます。

○中島会長

ありがとうございます。ただ今平成30年度の実施事業の報告についてございました。あらかじめ皆様方には冊子が配布されており、事前に読んで来ていただいていると思いますので、その前提に立ちまして、皆様方からのご質問、ご意見等をいただきたいと思っております。ご質問ご意見等がございました方は挙手をお願いいたします。

はい、それでは田村委員お願いいたします。

○田村委員

すいません。今、概略説明いただいたのですが、チェックシートを見て、これまでより黒丸も白丸も大分増えた。しかも平成22年ぐらいと比較を含めてできるような形で、どんどん人権政策課の働きかけに個々の課が対応できてきていると思うんですけども、ちょっとまだまだ非常に気になるところが、幾つもあります。例えば、同和問題をめぐる取り組みに関わる関係を見ましても、例えば子どもたちの0歳からの子どもの育ちというそういうようなことを考えれば、例えば、保育園を担当している課がですね、同和保育とか人権保育とか、こんなふうな部分等含め大切にというようなことをしてきたと思うんですけども、全然チェックがついていなかったり、それから、例えば、先日も、市の住宅政策課の方からですね、大阪府のパートナーシップ宣言証明制度等の関係で市営住宅の入居の問題とかも含めてですね、大阪府に倣って、取り組んでいくんだということが説明を聞いたりしてるんですけども、例えばこの表の中では、性同一性障害のところに、住宅政策課のところがチェックがついてなかったりとかですね、この大阪府の認証制度みたいな関係と対応した市の担当窓口等も含めてチェックがついてなかったりとか、というようなこと含めてやはりまだまだ不十分な状況があるのではないかなというふうに思います。特に、教育に関わる関係で言いましたら、教育指導室の関係とかですね。それから、公民館や図書館や生涯学習という関係の部分等も含めてですね、ほとんどの分野でチェックがついてもおかしくないにもかかわらず、まだまだ抜けているところとか含めてあるような感じがしておりまして、特に横軸を見て、ものすごく数の少ないところが本当にこれでいいのかどうかというようなことの精査がもう少し要るのではないかなというように思ったり、気づいたところ等含めてありますので、今後の関係の部分

にぜひ生かしていただきたいなというふうなことを思います。

○中島会長

はい、ありがとうございます。では鶴岡委員お願いいたします。

○鶴岡委員

失礼します。このピンク色の資料の25ページのところに、古門さんからご指摘ありました、その下から三つ目の災害対策用プライベートルーム新規というところなんですが、先ほどの一覧表を見たときに、女性をめぐる取り組みのところで、危機管理室という部分と交差している部分が、今年新たに黒丸のチェックがついた報告だと思うんですが、避難所生活が長期化するときに、男女別のプライベートルームを設置し、授乳や更衣室プライバシーに配慮した女性に対する取り組みを行うという事業内容をして紹介されておりますが、これはここ、今までですね、この審議会の中でも、定義とかされてきたと思います。災害の時に、避難所に集まった人たちが、特に赤ちゃんとか、連れておられる女性の方が授乳とか女性の生理用品とかね、そういうものを、いただいたりするときに、やはりプライベートな空間が必要ではないかということで、ずっと審議会の中でも要望なり、ご意見が出でいたその結果だというふうに思っております、なかなかこの危機管理室という部分では女性の視点から考えていくということが今までなかった点の一つは進歩というか、進んだ点ではないかというふうに感じております。それとあともう1点は、この別添の平成22年から30年度のチェックシート、調査結果表というふうに参考資料としてついてる分が一番最後のページですね。ずっと経年比較をされてきて一番最後の平成30年度のチェックシートの調査ということですが、女性をめぐる取り組みという欄と、教育委員会の関係ですね、特に教育指導室っていう欄が交差している部分が空白になっております。私たち女性の立場からして、教育の分野で女性をめぐる問題について、取り扱われていないのかというふうに思ってしまうほど、取り組みがされてないのかと思うほど空欄になってるということがとても残念で、前回の昨年度の男女の審議会で、私申し上げたんですが、いのちの教育の問題ですね。性教育の問題です。それがやはり低年齢の望まない妊娠、そして高校生におけるデートDVの問題が現在厳しくある中で、そういう、女性を尊重していく、一つの個として大切に扱っていく。男の人から見たときに自分の思い通りに操作するというのではなくですね、お互いに大切にしていこうという関係づくりをやはりいのちの教育の中で、大切に学んでいかなければいけないという意味で、女性の人権をいかに守っていけるかっていうことと繋がっていくと思いますので、ぜひこの女性をめぐる取り組みの欄が、教育指導室の欄に印がつくよう取り組みを強化していただきたいというふうに思っております。以上です。

○中島会長

はい、ありがとうございます。ただいま田村委員と鶴岡委員からご意見等いただきました。共通するのはチェックシートの中でいくつか課題も見受けられたと思うんですが、事務局の方もこのチェックシートに関わってこられたので、ただいまのご意見で何かコメ

ントございませんでしょうか。どうぞ。

○事務局

委員の皆さまより貴重なご意見ありがとうございます。チェックシートに関しまして、田村委員からもご指摘・ご意見いただきましたとおり、一つの例としてあげまして、住宅政策課の性的マイノリティの取り組みに関して、各課意識はされているとは思いますが、なかなかチェックシートへの反映までに意識が及んでいないという形が見受けられますので、自治体行政は人権行政であるという部分を人権政策課としてもっと推進していく必要があると考えております。

○中島会長

はい、ありがとうございます。それからですね、25 ページ等にありました災害対策用プライベートルームこれについてはこれまで無かって新しく加わった項目だということですが、これについては何か事務局ありますでしょうか。

○事務局

はい、鶴岡委員のご意見に関しましてですが、たまたま私は人権政策課の前に危機管理室におりまして、避難所運営マニュアルの策定に携わっておりました。その中で、大きな地震がありました後、避難所生活での課題が浮き彫りになっており、鶴岡委員からのご指摘があった女性への配慮ってところが、問題になりましたことから、策定しました避難所運営マニュアルの中でも、備蓄品の中に、女性にとって特有な必要なものも充実させるようにしたり、プライベートルーム等着替えや授乳に対して配慮するよというようにマニュアルの中で書き込むようにしております。また、昨今では、国際交流協会にご尽力いただいておりますが外国人への対応でありますとか、近年でありましたらLGBTの方も、避難されるということなので、さらに多様な対応が求められております。今後間違いなく災害はやってきますのでそういう人権の視点からも、どんどん投げかけていく必要があるかなっていうふうに考えておりますので、また、いろいろ各部門の委員の皆さまからもいろんなご指摘をいただければ、また、危機管理部局の方にも投げかけていきたいなというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○中島会長

はい、ありがとうございます。それからもう一つ鶴岡委員のご意見の中で、学校教育とりわけ教育指導室に関わる項目でですね、丸のついてない人権課題がたくさんあるということなんですが、特に女性をめぐる問題と学校教育、教育指導室に関わる部分についてなぜか、その課題は何かということで、所管が違うんですけれども、人権政策課として理解している範囲で結構ですので、ご説明いただけますでしょうか。

○事務局

はい。そのことにつきまして、そもそもこの「気づきチェックシート」を作った時から、例えば、市における管理部門になかなかチェックがついていないというご指摘もずっといただいております、私の感覚としましてはこれにはどうしても縦割りの行政の悪い

ところが出てるのかなというふうに考えます。例えば、子どものことに関しては、こども未来室、また、高齢者のことに関しては高齢介護課、障がい者のことについては障がい福祉課というようなそういう感覚になって仕事をしているようなところもやっぱり影響してるのではないかとということで、教育指導室につきましてもそれ以外の人権の教育などは、これまでもやっていただいておりますが、教育指導室の方でも認識はあると思うんですけども、いざチェックシートを記入するにあたっては、担当外という認識になってしまうのかなというところでもありますので、指導室に限らず、先ほど田村委員からありましたように住宅政策部門では、府のパートナーシップへの協力については、LGBTの認識を持っていただく必要があると考えています。今回、ある程度認識は高まっておると思いますので、しっかりと各課で認識できるように、うちのほうから改めてアプローチしていく必要が全課全庁的なこととなりますけれども、今年度特にそういうところに気をつけて進めてまいりたいと思います。

○中島会長

はい、ありがとうございます。本日の審議会でこのような意見が出たということを担当課の方に伝えていただくと同時にチェックシートの見直しというか来年度に向けての取り組みを進めて欲しいということで、ご提案していただいたらありがたいと思います。それでは金委員どうぞ。

○金委員

この報告書以外のことも含めましてですけれども、昨年度の報告という面では入るかと思えます。富田林で何か差別事象が起こったとか、市民や各部署から、人権政策課の方に何か報告があった事象というのはありますかっていうことが1点と、2点目が、昨年度にこの審議会の中で、附帯意見ということで、特別な行動をさせていただきました。この基本計画の方にも附帯意見については載せてもらってますけれども、これがどのように反映されたのかということが知らないのを教えて欲しいです。それと3点目が、このチェックシートに関してですが、やはり個別課題で外国人市民をめぐる取り組みとこども未来室が交差するところですけども、チェックがついてないんですけど、これ、昨年も発言させていただいたんですけども、子どもさんが通っている保育園の方で、何か懇談するときに言葉が通じないので通訳を派遣して欲しいということで、国際交流協会の方からは通訳派遣っていうのも何年にもわたってしています。そういう意味ではやはり、外国人の子どもを対象とした認識っていうものを持っていただきたいということで昨年度も言ったのですが、まだ認識をもっていただけてないのかなというのがありますので審議会においてそういう意見が出たっていうことを伝えていただきたいなと思います。今後に期待しております。

○中島会長

はい、ありがとうございます。ただ今金委員からは3点ほどご質問、ご指摘ありましたけれども、事務局からお答えいただく前に、他の委員さんでこれ以外のご意見、ご質問ご

ございますか。それでは松本委員どうぞ。

○松本副会長

今、田村委員・鶴岡委員・金委員からチェックシートの認識について指摘がありました。冒頭で市長がおっしゃったように、自治体行政は人権行政であるという立場がどれだけ市役所内で共有されてるかという、結局そこへ行きつく問題だと思います。第二次富田林人権行政推進基本計画の中で、人権行政の推進に向けた取り組みについて、実施主体の強化という課題は、市の推進体制を担っている市の職員の意識ということになります。行政従事者に対する研修が不可欠です。このチェックシートは、本来作られた目的から云えば、全部局が全部マルをつけてもらうことが、本来のあり方であり、目標だと思います。ところが実際には、これだけバラバラの状態だということは、市長がおっしゃったように、「自治体行政＝人権行政」ということが共有されてない状況だと思えます。ようやく政策推進課、まちづくりの部局がすべての人権に関わっていることをやっと認識し、マルをつけた段階です。今後、自治体行政＝人権行政であるという取り組みを、どう抜本的に強力に推進していくか、どんな手だてを打つのかということに尽きると私は思います。

○中島会長

それでは、今 2 人方からご意見が出ておりますのでちょっとここで整理したいと思います。まず金委員さんからのご質問で、富田林市で差別事象が報告されているのかどうかということが 1 点目、それから附帯意見というお声がありました。今日初めて参加された委員の方には、附帯意見とは何ということもあると思いますので事務局の方からこの附帯意見をつけた経緯について説明いただけたら、ありがたいです。それから 3 点目は、外国人市民、特に外国人の子どもに関わってどのような取り組みがなされているのか或いは子ども未来室がどのような関わりを持っていただいたのかということ。それから松本委員からのご意見で、自治体行政は人権行政を人権行政推進のための三つの視点の一番先に挙げておることなんですが、これが、本市の職員の皆さんにどの程度理解浸透しているのかということですが、どの程度というのは非常に表現しにくいことだと思うのですが、現状について人権政策課の方で感じていることで結構ですので、教えいただけたらと思います。以上、よろしく申し上げます。

○事務局

はい、それでは順次お答えさせていただきます。まず差別事象に関してですけれども、人権政策課の方で具体的に対応した件数というのは、平成 30 年度につきましては 0 件でございました。

それから、次に附帯意見についての経過でございますが、昨年度、この第二次人権行政推進基本計画を策定するにあたりまして、第 1 次基本計画の時から常々、今もご意見いただいております通り、本来であれば、行政に携わるすべての者としては、市民のすべての人権に関わるべきであると先ほど松本委員さんがおっしゃっていただきましたすべての課にチェックが入るのが本来の姿であるというところであります。それがまだまだ浸透

していないというのは、ずっとご意見いただいております、これらを進めるために、特に人権部門、人権部局がですね、市の中枢に置き、人権に関しての市政全般を人権部局が中心となって進めるのが理想であるというご意見をいただいたということより、ぜひ第二次基本計画の中にその旨を記述すべきであるというご意見を昨年の審議会の中でいただいたところでございます。ただ、市の組織的なことにもなりますので、政策部局とも調整も何度かさせていただきましたが、そこまでの表現は難しいところもありましたが、委員の皆さまの熱い思いを形にして残すため、また、市としましてもそれを重く受け取るべきであるということもありまして附帯意見という形で、計画の方には具体的には表記できなかったのですが、書かせていただいたというのが経過でございます。

また、金委員からいただきましたように具体的にこの附帯意見が、今年どれくらい進んだかということでございますけれども、なかなか、現時点では、目に見えた成果っていうのはお示しできてない状況ではあります。我々も附帯意見の重みというのは十分に理解できておるところでございますが、今後はその附帯意見の重要性を市長も含めた市全庁的に理解していくようにするのが、人権政策課の役割ということも認識しておりますので、今後、第2次基本計画を進める中で、なんとか成果を出せるように取り組んで参りたいと思っております。今後とも委員のみなさまからご指摘、ご意見いただければと思っております。申し訳ないですが、現時点で具体的に形となってお示しできるような成果がまだできてないというのが実情でございます。また、外国人市民の部分の部局のこのチェックにつきましても、この課に限らず、全庁的にまだ十分に浸透しておりませんので、本来ですと全課とお話すべき機会をつくった方がより理解・認識が変わると感じておりますが、今現在であれば各課より担っていただいている人権教育・啓発推進員を通じて、啓発しているような状況ですので、先ほどの附帯意見にも関連するかと思っておりますが、今後は、やり方も見直しながらですね、何とか全課に浸透するような形で、進めて参りたいなというふうに考えております。松本委員がおっしゃっていただいたように、この第2次基本計画の中にチェックシート全部埋めるという意気込みで取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○中島会長

はい、ありがとうございます。自治体行政は人権行政であるということはこの間一貫して、職員の皆さん方に訴え続けているので、少しずつ少しずつ理解は深まっていると思いますが、まだまだのところもあるように感じてますので、今後ともよろしく願いいたします。それからですね、先ほど金委員のご意見でありました附帯意見ですが、第二次富田林市人権行政推進基本計画答申に係る附帯意見というのが、基本計画の冊子の中にあるんです。お持ちの方は56ページをご覧ください。これが昨年度の答申に加えて、踏襲する際に附帯意見として、申し上げたものです。また後程ご覧ください。他にございませんか。それでは山本委員さんどうぞ。

○山本委員

今お示しいただいた 56 ページのところに関しまして下から 3 番目の段落のところでお話があるように、人権行政に対する基本的な認識が十分浸透しているとは言えませんが、これは重要な附帯意見であろうということだと思います。ただやはり理解をどう深めていかってということについてはいろんな気づきの段階や流れレベルっていうのがあるので、そこのところをもう少し丁寧に見ていく必要があるのかなというふうには思ったりしています。私も自分自身のことを考えて大学の学生に対するいろんな教育とか、大学行政ということではいろんな課題に当然直面して、その時にやはりいろんな課題に対して一定の結論を出して、それを解決していかなければならないという、そういう場面にいつも出会うわけですけれども、その時にその人権の視点がちゃんとあるかどうかというのはいつも自問自答してやってるんですけれども、そういう中で、色々な葛藤とか緊張とかってというようなことがありながら、やはり前向きに課題解決ができるんだという、そういう視点というのがやはり理解の中で必要なのではないかなというふうに思います。これが 1 点。それからもう一つは、評価のところ、これも事業のあり方によってこの評価の出し方っていろいろだと思います。一律になかなかこう一律に言えない部分があって、どうしても量的な評価ということで数字が入り、8 とか 9 とか、それで評価をされてるっていうのは非常に大事なところなんですけれども、これは後の基本計画・行動指針の問題とも絡むんですけれども、具体的な個別の課題で今一番問題になっているところが、今現場で一体何だろうかということはある程度、全部を出すと大変になりますが、我々がポイントごとにある程度具体的な課題は共有しあったほうがいいのではないかなと思います。こういう報告書ですので、今後のあり方については、取り組んでいきますとか進めていきますとかという、抽象的な、といいますか、やるぞというような、そういう文言にどうしても終始しがちになるのではないかなとは思いますが、他市でも、いろんな審議会に関わって、新しい例えば基本指針を出す場合に一体今問題は何かということが、その具体的な問題が何かということがある程度共有されるそういう部分が、私は今回初めて参加させていただいたのでよくわかっていないんですが、きちっとしたことが言えてなかったら申し訳ないんですが、そういう部分がもう少しあってもいいのかなというふうには思います。以上です。

○中島会長

ありがとうございます。山本委員さんからは附帯意見についてのお考えとそれから評価についてですね、具体的な評価の視点についてご意見がございました。私もそう思います。今何が課題になってるのか、これを明確にしていくことによって、各課の方がですね、明確に取り組み内容把握し、そして課題の報告に努めていけるんじゃないかなと思います。それについて事務局何かございますでしょうか。

○事務局

山本委員、本当にどうもありがとうございました。貴重なご意見を今後の参考にさせていただきます。また今思ったのですが、今年度ですね。あとでまた情報提供

もさせていただきますが、例えばLGBTに関する取り組みとして、全庁的に文書の見直しを人権政策課から投げかけてですね、いわゆる性別欄の見直しをさせていただきました。それで、全課が自身の課の書類の点検を一斉にさせていただき改善できるところ、削除できるところっていうのを、その課の中で検討していただいて見直しをしていただき、これは、LGBTの理解の上で、大変有効であったとは思いますが、その先ほど山本委員がおっしゃっていただいたとおり、ただただ各課が事務的にやるということではなくてそれがそれぞれの課に、業務にどういうふうに必要などうかってところまできちんと考えられてるかどうか、気づきチェックシートに全部の課に丸をつくべきところなんです。それがそこまで各課が認識して作業していただいたかどうかっていうところまで、人権政策課としては、しっかりと確認取らなければいけないと、山本委員の意見をお聞きして感じたところでございます。あとは評価とか実績のまとめ方につきましても、単なる集計表のデータの報告ということに留まらずに、それぞれの課がこの実績報告をあげていただくにおいて、その人権の目で課の業務を点検できるような投げかけ方をする必要あるのかなと思います。今までのように、ただ単に数字を報告してくださいというようなことではなくって、各課に報告していただく方法についても、十分にもう一度考え直す必要があるのかなというふうに、改めて考えたところでございますので、ご意見、どうもありがとうございました。

○中島会長

はい、ありがとうございます。案件1につきましてただいままでに5人の委員さんからご意見或いはご質問が出て参りましたが、他にございますか。中山委員さんどうぞ。

○中山委員

このピンクの実施報告なんですけれども、例えば、わかりやすいので12ページですけれども、一番下の欄、多文化共生推進連絡会議、会議の実施、開催なしですが、取り組み実績での評価が6なんです。上の方を見ていただくと1-③の同和行政推進プランの策定について検討していきますのところで、この欄では、取り組み実績のところ30年度なんですけれども、他市町村での策定状況や内容等を調査で、調査してるのに評価が3、会議も開催なしで6とどういう評価の基準なのか、評価基準が不明確で誰がこれ評価してるんだろうか、もしかして自分の課で勝手にやってるんじゃないかなろうかというような推測ができるんですけど、実際のところどうなんでしょうか。実際、自分で評価するっていうのはお手盛りなのでこのような評価というのは非常よくない、やはり監査、別の視点からきちんと調査してその根拠基準に基づいて、その点数をつけていくということをしないう限りこの評価の全く意味をなさないの、はっきり言いまして、もっとひどいのは、同じく76ページなんですけれども、一番上で、子育てサークル支援事業を再掲でこども未来室実績なしで6、何もしてなくて6、78ページも、評価の欄では、同じく子育てサークルに対して備品の貸し出しを行い、子育て支援を図る実績なしで6、もうちょっと根拠基準と評価基準等を明確にして、誰が付けているのか、どのような根拠でこの数字になっている

のかお示しいただきたいなと思います。こういう取り組みをしているという事を各課がわかってないと思うんですね。議会事務局なんですけどもこのチェックシートに一つの丸もついていないっていうのは問題だと思っております。たしかに全課で●つけなきゃいけない。これ皆さん知っているのでしょうか。知らないのであれば周知させることが必要で、だとすれば、すごく取り組みが素晴らしい取り組みしているんだなっていうことがあれば、逆にここの人権政策課が表彰してあげる、そしたらこんな取り組みしてすごいかから表彰されているんだ。チェックシートの存在を知ってもらって皆さんに実施していただくということが、よいのではなかろうかと思います。失礼いたします、以上です。

○中島会長

はい、ありがとうございます。ただいま中山委員からは、12 ページ、或いは 76 ページのそれぞれ担当課から出されている評価の例を示されながら、評価基準についてちょっとよくわからない。誰が一体この評価をつけているのか、或いはその根拠になっているものは何かということで、すべての課が共通して同じ評価基準でやってるとは思えないですが、具体的に実績が無いのに評価がこれだけあるというのは私も気になったところですが、事務局いかがでしょうか。

○事務局

評価につきましては、各担当課が評価をしている状況でございます。中山委員のおっしゃるとおり、各評価や評価基準がバラバラであります。人権政策課としましては、中山委員からご指摘いただきましたとおり会議が開催されていないのに、評価が6なのかどうかというのも、そのあたりもしっかり担当課に聞くべきであったかと思っております。

○中島会長

この審議会以降で結構ですので、人権政策課と担当課のほうで見ていただいて、ちょっとこの評価とこの実施内容と違うところについては再度見ていただいて、担当課の方に丁寧質問していただけたらと思うんですが。

○事務局

再度働きかけてまいります。

○中島会長

よろしく申し上げます。

○事務局

補足としまして、これから第二次基本計画になりますので、新たにまた1からという観点もありますので、そういった評価基準も各課の評価する上で、基準的なところも示せるようであれば、そういうのも検討して示していきたいなと思います。また、人権政策課の方で点検するのも、当然なんですけれども、これから第2次基本計画が始まっていく中で基準もイチから、今のごもつともなご意見を参考にさせていただいて進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○中島会長

はい、ありがとうございます。まだまだご意見はあろうかと思うんですが、時間の関係もありますので、とりあえずは案件 2 に移らせていただいて、この案件 1 についてのご意見・ご質問は案件 2 が終わってから一括してご意見ご質問を受けたいと思いますがよろしいでしょうか。それでは、案件 2 よろしくお願いいたします。

○事務局

案件 2 の【第 2 次富田林市人権行政推進基本計画】（令和 2 年～4 年度実施計画）[案] につきましてご説明させていただきます。昨年度に本審議会でご審議いただき「第 2 次富田林市人権行政推進基本計画」を策定させていただきました。第 2 次計画は、第 1 次計画の基本的な考え方を踏襲しながら、近年の社会情勢や平成 29 年に実施をしました市民意識調査、さらには関係団体とのヒアリングなどをもとに策定をしたところです。この第 2 次計画を、具体的にどのように取り組んでいくのかということを示した「実施計画」を、第 1 次計画と同様に策定して進めてまいります。

その第 1 期実施計画は、令和 2 年～4 年までの 3 年間を計画の期間としております。その概要について説明をさせていただきます。

3 ページをお願いします

1「実施計画の策定について」では、実施計画の主旨を述べております。2「人権行政の取組み方針」では、計画の柱である 3 つの視点を改めてここで記述しております 4 ページの 3「施策の体系」ですが、目的実現のための人権行政を推進するための体系を示しております。次に、5 ページにうつりまして 4. 人権行政の推進に向けた取組みでございます。(1) 実施主体の強化ですが、「富田林市人権行政推進会議」の活性化と、「人権教育・啓発推進員」の体制強化に取り組んでまいります。(2) の従事者に対する研修ですが、職員研修の充実と人権教育・啓発推進員に対する研修、教職員への計画的な研修を実施するよう努めてまいります。次に、(3) 国・府との連携についてですが、さまざまな機関が実施した調査、研究成果を活用するため、国や府などと連携し取り組みを積極的に進めてまいります。

2 の市民との連携・協働の (1) 住民自治に基づく連携の構築ですが、市民参画を促進し、市民との連携、協働に取り組みます。また、人権問題や地域課題に取り組んでいる市民の自主的な活動と協働し、自主性と主体性を尊重したパートナーシップの構築に努めます。次に (2) の団体・企業への支援でございますが、団体の育成支援、企業文化として人権の確立に向けた取り組みが行えるような支援を行って参ります。次に、6 ページの 3、人権相談の充実・救済体制の整備でございますが、(1) 人権相談の充実として、相談窓口の利用促進に努めるとともに、相談員の資質向上を図るなど相談体制の充実に取り組んで参ります。次に (2) 救済体制の整備ですが、法務局などの専門機関と連携を図りながら、具体的な解決手法や名誉回復に向けた取り組みを進めて参ります。

(3) 施策への反映でございますが、課題を行政内部で情報共有し、今後の施策につなげて参ります。

次に、4、人権教育・啓発の取り組みですが、

(1) 多様な取り組みの展開として、多様なテーマ設定と多角的な手法を取り入れた人権教育・啓発に取り組んで参ります。次に、(2) 市民が主体となった人権教育・啓発活動ですが、市民の活動の場を提供するとともに、企業や市民による自主的な活動において人権教育・啓発に取り組んで参ります。次に、7ページの5。さまざまな人権課題への取り組みでございます。(1) の同和問題についてですが、部落差別解消法を周知し、正しい認識と理解を深めるため、同和問題に関する学習を推進します。また、若年層の認知度の底上げを図ります。さらには、地域の内外の交流事業などを進めるとともに、相談体制の整備に努めます。次に(2) の子どもについてですが、虐待へ対応するための専門機関との連携、貧困対策、実態調査から見てきた課題への対応、ニート、引きこもりへの支援、子どもの発達段階に応じた人権教育・啓発を推進します。

次に(3) 女性についてですが、固定的な性別役割分担意識の解消を図るための取り組み、誰もが働きやすい環境づくり、DV などの暴力を根絶するための基盤整備と関係機関との連携、女性の参画促進、健康支援、困難を抱える女性の自立支援などに努めます。次に8ページの(4) の障がい者についてですが、障がい者雇用への理解と促進、権利保障としてインクルーシブ教育やバリアフリーの推進、虐待の防止や偏見・差別意識の解消などに取組んで参ります。次に、(5) の高齢者についてでございますが、① 高齢者虐待に関する取組みや、成年後見制度等の制度の利用周知、② さまざまな社会的活動に積極的に参加できるよう条件整備、③ 高齢であることを理由に就労の場から排除されない社会の実現、④ 若年性の認知症者の早期発見、認知症に対する理解の促進に努めてまいります。次に、(6) の外国人市民についてですが① (特活) とんだばやし国際交流協会と協力をすすめて、外国人市民の声が市政に届くよう努め、多文化共生指針を基に、市民と外国にルーツを持つ人との共生の推進をさらに図ってまいります。次に、9ページの(7) インターネットについてですが、人権侵害の被害者にも加害者にもならないように、適切なインターネット利用ができるよう教育啓発に努めるとともに、人権侵害事象に対して、関係機関と連携し、迅速な対応を行います。インターネットの情報を読み解くメディアリテラシーを高めるよう取り組みます。次に、(8) の性的マイノリティについてですが、児童・生徒へのきめ細かな対応、職場における性的マイノリティの人の人権の保障、社会的慣行や各種制度、手続きの見直しなどを進めてまいります。次に、(9) さまざまな人権課題としてHIV感染者、ハンセン病回復者、犯罪被害者とその家族、ホームレスをはじめとして、複雑・多様化する人権課題に対して正しい知識と理解を深めるため、人権教育・啓発に取り組んで参ります。

次に、11ページの6計画の進行管理でございますが、第2次計画の中では、計画の進行管理を進めるうえで、目標を設定し、経年比較するなどして、PDCAサイクルに基づき見直し改善を行うとしております。このため、第1次計画での実施計画ではなかつ

た4「人権行政の推進にむけた取り組み」と5「さまざまな人権課題への取り組み」の具体的な取り組みに対する指標を設定し、現在値、目標値を定めました。

(1) 人権行政の推進の①推進体制の整備・強化では、「人権教育・啓発推進員」に対する研修の充実やその機能強化を図るとしていることから、職場研修数を指標としました。②の市民との連携・協働でございますが、市民意識調査における地域での活動の参加状況を指標としました。③の人権相談の充実・救済体制の整備についてですが、現在市で実施している相談窓口を指標としております。④の人権教育・啓発の取り組みについてですが、市民意識調査では市の取り組みで認知度に差がありましたことから、市の人権政策の認知度を指標として設定としました。

次に、(2) 個別の人権課題への取り組みでございますが、①同和問題についてですが、市民意識調査では、若年層の認知度が低いことが明らかとなりましたことから、若年層の認知度を指標としました。②の子どもについてですが、児童虐待が社会問題として深刻化しておりますことから、児童家庭相談件数を指標として設定しました。③の女性についてですが、本市の審議会の女性委員登用割合を指標として設定しました。④の障がい者についてですが、社会進出の確保に向け、雇用の促進が課題でありますことから、福祉施設から一般就労への移行者数を指標に設定しました。⑤高齢者についてですが、今後、認知症高齢者の増加が見込まれ、高齢者の尊厳を保障する観点から、成年後見制度申し立て人数を指標に設定しました。⑥外国人市民ですが、今後、外国人市民の増加が見込まれる中、市民意識調査で外国人への忌避意識があることが明らかとなりましたことから、指標といたしました。⑦のインターネットですが、差別的な書き込みなどに対する削除要請件数を指標に設定しました。⑧性的マイノリティですが、行政として取り組むべきこととして、行政文書における性別欄の見直しを指標として設定しました。⑨のさまざまな人権課題につきましては、「人権に関する市民意識調査」からホームレスの人権問題に対する認知度が低くなっていることから、指標に設定させていただきました。

目標値については、平成29年に実施しました市民意識調査の数値を現在値としているものについては、今後適当な時期に市民意識調査を実施し、検証してまいりたいと考えておりますが、現在その実施時期については未定のためこのような表記としております。意識調査の結果以外で検証できるような指標や値も今後併せて検討してまいりますのでよろしくお願いいたします。 以上で説明とさせていただきます。

○中島会長

はい、ありがとうございます。ただいま第二次富田林市人権行政推進基本計画の第1期分令和2年度から4年度についての実施計画案についての説明がありました。それではただいまの説明に関しまして、ご意見、ご質問ございましたら挙手をお願いいたします。それでは、鶴岡委員どうぞ。

○鶴岡委員

まず1点目ですが、7ページの大きな5番、さまざまな人権課題への取り組みの中で、

(1) 番の同和問題のところなんです、皆さんご存知のように2016年の12月に部落差別解消推進法いわゆる部落差別解消推進法が制定されまして、施行されております。法律に基づきまして、考えていきますと、同和問題の同和という表現なんですけれども、一定の今までの歴史的な取り組み・成果・経過というのがあります、使われてきた言葉だと思っております、2016年の12月の制定された法律では、部落問題とか、部落差別という表現に変わっておりまして、同和という言葉が法律の中には出ておりません。そういう意味でこれは、この4月以降の実施計画でありますので、この文言を部落問題、或いは部落差別というような同和という言葉が部落という言葉に差し替えた方が法律上合ってるんじゃないかっていうふうに感じますのでその点ひとついかがかということです。それと同じ7ページの(3)番女性のところで、①から⑥まで、次の8ページまで項目がありますが、①のところですね、文章の最後の方に8ページの上のあたりですが、見直しや議論を深めるといった取り組みを推進しますというふうにあります、「といた」っていうのは、言葉的にとったほうがいいんじゃないかというふうに思います。議論を深める取り組みを推進しますというふうにつないだほうが、わかりやすいのではないかと思います。あともう一つ、⑥番のところ、さまざまな困難を抱える女性の自立支援に努めますという文章はありますが、その一番前に複合的に様々な困難を抱える女性のうんぬんというふうに一番初めに複合的にという言葉を入れた方がいろんな問題が絡まって、女性が困難な状況にあるということをよりわかりやすく説明できるのではないかというふうに思いますので、複合的にという言葉を入れてはいかがかと思います。それから12ページ一番下の⑦インターネットのところなんですけれども、これは個別の人権課題への取り組みということですので、差別落書きに対する削除要請の件数が項目になっておりまして、現在値は0件と削除が全然されていない、市としてはその削除の取り組みはしていないということになってると思いますが、それをぜひ件数を上げていくように、その目標値の文章がですね、差別事象が発生しないような社会づくりを進めるというふうになっておりますが、これは余りにも抽象的な表現だと思いますので、インターネットの差別落書きに対する削除要請の件数は、項目になってますので、もう少し具体的な目標にすべきではないかと思います。例えば、差別事象が発生しないような書き込みを見つけたり、発見したことに対して、削除を要請していくとかですね、もう少し具体的な目標にすべきではないかというふうに思います。そして最後に質問なんです、一つページ戻りまして11ページの一番上の文章の中にですね、PDCAサイクルというふうに書いてありますが、その言葉の説明をお願いいたします。以上です。

○中島会長

ありがとうございます。ただ今、文言につきまして幾つかのご指摘がございました。それから最後にご質問ありましたので、一度整理します。1点目7ページ一番の同和問題のところ、同和という表現ではなくて、部落問題或いは部落差別という表現に差し替えたほうがよいのではないかということ。それから、(3)ですね。7ページの見直しや議論

を深めるといった、8 ページの一番上の行です。見直しや議論を深めるといった、「といった」という表現はいらぬのではないかと。それから、⑥様々な困難を抱える女性の自立支援に努めますの前に、複合的に様々な困難を抱えるという表現にした方がいいんじゃないかと。それからもう一つは12 ページのインターネットところで目標値の方が非常に漠然としているということなのでこの点の見直し検討をしてはどうかということなんです。それから最後のご質問ですね、11 ページのPDCAについてのご説明をお願いしますということなんです。どうぞ。

○事務局

鶴岡委員どうもありがとうございました。今いただいたご意見については反映させていくように、また検討させていただきます。ご質問のPDCAサイクルということでございますが、これPDCAという言葉は特に役所の中でよく使っているところで、計画なんかを策定したときには、このPDCAサイクルによって見直すという言葉が定番で使われておるんですけども、具体的にはこのPというのはプラン、それから、DがDOです。計画して、それを実行していく、そしてCはチェックですね。実施したものをチェックしてそのチェックによって出てきた課題をまたさらに、改善アクションっていうことで、それをずっとこう円の形にしてPDCAをずっと繰り返していくと、ということで、見直し改善を進めていくということと言われておりますので、それで言いますとこの実施計画につきましては、毎年報告させていただくことになるかと思っておりますので、見直しそれからチェック見直しで改善をこのサイクルを持ってやっていきたいというふうに考えております。そういうふうないわゆるその計画を進める上での手法としてPDCAサイクルというものがもう一般的に使われておるということでございます。以上でございます。

○中島会長

鶴岡委員、今のPDCAサイクルについての説明はこれでよろしいでしょうか。

それでは案件(2)に関しまして、他にご質問ございませんか。金委員、お願いします。

○金委員

ご質問が何点かと、少し意見ということで発言させていただきます。例えば、外国人市民をめぐる取り組みということでページ8から9にかけて項目を3点挙げてくださってるんですけども、これを決められるときには、管轄である市民協働課と調整してこの項目を挙げておられるのかなあということ、他のものに対してもやっぱり具体的に取組んでいる課があると思っておりますのでそこどう調整をされたのかなあということが1点。あと、6の11ページから始まります計画の進行管理っていうのが出てきますが、これは具体的な数値を上げるということで例えば⑥の外国人市民でしたら、住宅を選ぶ際に外国人のいるところは避けたいというものが6.5%あるっていうふうに書かれています。これは、この中で特に重点項目として、取り組むという意味で挙げられてるのかという、位置付けがちょっと理解しにくいのでお尋ねしたいです。それでもしそういうふうにするのであれば、忌避意識が6.5%とこの意識調査の結果っていうふうに書かれています

けれども、私の感覚としましては、今もう市内のあちこちに外国人が住んでいて、忌避するというよりは、隣り合って住んでいる外国人市民といかにコミュニケーションをとりながら、いろんな文化の違いとか、そういうものを乗り越えていくかっていう段階にきてる気がするんです。それから数字としてなかなかあがってないのでこれを選ばれたかもしれないですけども、どっちかと言うとその忌避意識よりも、お隣さんとどうするかっていう方が私は今の課題としてあるような気がします。それと、これが2年後にこの報告計画が終わるときにまた市民調査をされて、その差が結果として出せるのかどうかということをお聞きしたいと思います。それと常々思ってるんですが、5ページから6ページで市民との連携・協働っていうのも書いておられます。具体的に市民運動、活動に対して、何か具体的な連携とか協働の中身を考えてくださってるのかということです。市民との連携協働の(1)の①それから、1番、6ページの最期の「(2)市民が主体となった人権教育啓発活動」の「①活動の場を提供します」など、具体的にはどんなことでしょうか。普段活動していてすごく思うのが、公民館などの公的な場所がすごく使いにくいんです。公的な会場を使ってやりたいっていう時に、申し込みは1ヶ月前からしかできません。人権啓発のイベントなどを富田林市広報に宣伝して周知したいと思ったら2ヶ月前にはもう原稿出さないといけない。その時に場所が決まっていれば広報できません。何か人権啓発活動やりたいっていう時には使いやすい施設がないんですね。具体的にそういう支援に取り組んでいただけたら、市民の方ももっと何か活動したいという時に助かると思います。

○中島会長

はい、3点についてのご質問ご意見がありました。

それでは山本委員さんお願いいたします。

○山本委員

ちょっと初歩的な質問です。7ページの子どものところの③で子どもの生活に関する意識調査から見出された課題に対するっていうところがあるんですが、これは富田林市の独自の調査ですか、それとも府とか、中身はこれ大事なポイントになるので、実態調査でどういうふうなことが見出されたのかっていうことがある程度わかったほうがいいのかと思ったのです。

○中島会長

はい、ありがとうございます。続きまして、田村委員、ご質問お願いします。

○田村委員

ちょっと何点かあるんですが、一つは基本的に推進するにあたっての視点っていうことで、人権行政と地域福祉はやはり統一した視点が非常に大切なのではないかなと思います。とりわけ、新しい市長は、増進型地域福祉計画っていう問題も非常に強調されております。その視点がチェックシートの関係の中でも非常に気になってる。このことが1点です。もう1点が所々に突然社会教育っていう関係の部分が出てきます。どうも課もない

状況なんですね。私はこの社会教育での非常に大切に問題意識として持たなきゃならないというふうに思うわけでありまして、特に富田林の社会教育基本方針っていうのは、いわゆる住民運動の教育的な側面を保障していくような視点が大切なんだっていうこの視点は、生涯学習の視点とでは随分違うわけでありまして、そのあたりが非常に大切かなというふうに思うんですが、何ヶ所か突然出てきます。部も課もない状況になっていますが。それから3点目は、子どもの貧困対策の法律が改正をされました。幾つかのことが義務規定努力規定として提起されてる。そういうようなことと、ここに定義されている関係の部分の整理がやっぱりいるだろうというように思います。それからもう2点、意識調査の関係の部分が後ろの方に少しあります。それぞれこういう現状だから課題があるっていうことについてはよくわかるんですけども、例えば、同和地区の問題で部落問題の関係で結婚差別の関係で、非常に見えにくいような質問項目になっていました。それまでの5年前のデータでは、やっぱり30、40%が本人や、また本人・当事者の子どもたちに対する忌避意識が見えてたのが、本当に数パーセントになっていた。それは質問項目の問題の大阪府のミスリードですね、この審議会でもチェックし切れなかった。そういう意味においてはやはりきちっと、やっぱり質問項目も含めて、精査が必要だろうなというふうに思います。最後ですけども、2016年の部落差別解消推進法も大切な考え方ですし、また同時に、多くの人権分野に関わる関係の教育や啓発の法的な根拠っていうこと例えば、人権教育啓発推進法の理念の具体化っていうのは視点等を含めて非常に大切なわけがこの部分等についてはもうほとんどの文章の中で、出てきてないというようなことも含めてちょっとそこは指摘をしておきたいなというように思います。

○中島会長

はい、ありがとうございます。ただ今3名の方から、ご質問、ご指摘がございました。順次いきたいとします。まず最初に個別の人権課題等の目標値を設定する際にですね、他課と調整されているのか、例えば、市民協働課と外国人市民についての連携調整をされているのかどうかということです。それから、二つ目が外国人市民に対する忌避意識っていうのは、以前と少し変わってきてるということなんです、その点についての事務局としてのとらえ方。それから、市民との連携協働という言葉が出てきているが具体的にどのように考えているのかということですね。公民館利用等についてのご質問、ご意見もありました。それから山本委員さんからは子どもの生活に関する実態調査というものがありました、具体的にどのような調査なのかということをお教えください。それから田村委員からは、人権行政と地域福祉についてチェックシートに反映されているということなんです、どのように反映されているのか。それからもう一つ大きなことだと思うんですが、社会教育という文言がいくつか出てきます。学校教育・社会教育という表現が出てきますが、今現在、社会教育という表記がどうなのかということですね、生涯学習という理解もあるということですね。それから、子どもの貧困対策に係る法令が改正されましたが、現在、どのように、それを受けとめているのかということ。それから意識調査の中で結婚

差別が見えにくくなっているということですが、それについての事務局としてのお考え等々を願います。

○事務局

それでは順番にお答えをさせていただきますけども、原則的に、今回、実施計画を策定するに当たりましてはですね、直接原課との調整っていうのは特にやっておりますので、ベースとしておりますのは、昨年策定をさせていただきました、基本計画の中です、特に個別の人権課題の中にはですね、現状と課題、それから今後の方向性というところでそれぞれ課題に応じて書かせていただいておりますので、今回第二次の基本計画の最初の実施計画ということも踏まえてですね、この第二次基本計画の中に挙げさせていただいた課題と方向性に沿った形で今回は作らせていただいたという、これは外国人市民だけではなくて、それぞれ皆その方向でやらせていただきました。ですので、指標の設定につきましても、上げている課題の中で、特にというところで複数の指標を挙げられるようなところもあったんですけども、特に、重点と思われるところを挙げたようなところでございます。市民協働のことでもございますけども、今後の取り組みとしましては、先ほどちょっと田村委員からも言葉が出ましたけれども、市長が変わられまして、地域福祉をこれから今後推進していくということになっておりまして、具体的に言うと地域担当職員の配置なんかも言われておりまして、今までとは住民の皆さんとの協働のやり方も今後いろいろ大きく変わっていくのかなというところもあります。これまで協働させていただいた形を踏まえて、さらに推進していく形にはなるかなとは思いますが。その中で、例えば公民館とか、市の公共施設の活用についてもですね、また見直しがされていくのかなと考えておるんですけども、具体的に現在、制度も含めて検討中でございますので、今いただいたご意見なんかも、どんどんこちらのほうから担当部局に投げかけていきたいというふうに考えております。あと、山本委員さんからの子どもの生活の実態調査ということですね、富田林の方では平成 28 年にさせていただいて、その資料、結果報告は山本委員にお渡ししてないんですけどもですね、大阪府の方で、府全体で子どもの生活実態調査を行ったのですが、府が主体となって、それに関して、富田林市でも独自でということを手を挙げさせていただいて、府の調査の富田林版を実施させていただいた実態調査がございまして、調査報告書がございまして、もし、よろしければぜひ一度見ていただいて、またご意見いただければと思いますのでよろしく願います。田村委員からは、なかなか難しいご質問いただいたかなと思うんですけども、教育に関する言葉、社会教育とか生涯教育というところで言いますと、確かに使っている我々の方もちょっと今問われるとちょっと曖昧に使っているところもあるかなと思いますのでこれはちょっともう一度整理をさせていただきます。それから意識調査につきましては、調査の仕方とかもご意見いただいておりますので、本市としまして、平成 23 年と 29 年に市民の方の意識調査っていうのをやっておりますので、今回も第二次基本計画の中でぜひ実施していきたいというふうには考えております。大阪府の方もそのような間隔で府民意識調査をやって

おりますのでですね、それとも、連動しながらやってはいきたいというふうには、事務局としては考えております。ただ先のことなので必ず実施しますとは言い切れないところもありますけども、実施していけるように当局にも働きかけて、その意識調査を行うにあたっては、調査項目についても、前回の意識調査の時のように、調査の内容については、審議会でもご審議いただいたかと思っておりますのでですね、その際にはまたこの審議会でご意見もいただきながら意識調査ができればなというふうに考えておりますので、またその際にはよろしくお願ひしたいと思ひます。

○中島会長

ありがとうございます。第二次富田林市人権行政推進基本計画の第1期分の実施計画については、今回初めて私たち委員に提示していただきましたので、見ていただいた文言についてですね、ここを加えたらいい、いわゆる加除訂正したほうがいいというようなご意見はまだまだあろうかと思うんです。本日お気づきにならなくて、この会議終了後に気づかれたことについては、個別に事務局の方にここはこうしたらどうかなというご意見としてお寄せいただく分には構わないんですよ。

○事務局

それはぜひいただけたらと思ひます。

○中島会長

ただ、これが反映されるのが、この会議は来年のこの時期に、あると、1年先かと思うんですが、その間、時間もありますので、事務局の方でも再度この文言についてですね。ただいまのご指摘を踏まえて、或いは、この会議以降で気づかれたことを踏まえて、ご検討いただけたら大変ありがたいなと思うんです。他に案件についてのご意見ございませんでしょうか。それでは辰巳議員どうぞ。

○辰巳委員

先ほどの課題に関わって最初の前段で言えば良かったのですが、先ほど鶴岡委員からもありましたけれども、一つインターネット上の問題です。実施報告の中では、インターネット上の人権侵害については掲載されているという情報提供がなかったというような、報告になってます。各自治体ではもう人権侵害に関わるWeb上・インターネット上のモニタリングがもう実施されております。特に隣の河内長野市では2週間に1度そういったモニタリングの活動を市としてやられてますので、ぜひそういう取り組みをやっていただきたいというのが1点です。それと、あと記述のところ7ページの5番の(1)同和問題の中で部落差別解消法となっておりますが、議会でも私たびたび取り上げて部落差別解消推進法ということで、法律のこの表記については、少し訂正いただければなと思っております。それから、8ページの(4)の障がい者に関わってですが、国では障害者差別解消推進法ができておりますし、それに基づき明記をしてはどうかということをお思ひますので、ぜひご検討をお願いしたいと思っております。それから、インターネット上のモニタリングの問題、市民との協働等ですね、具体的な取り組みだと思ひますので、

5 ページの 4 の 2 番ですね。(1) に関わる具体的な取り組みだと思しますので、ぜひ市民団体との連携等も含めて、ぜひご検討いただければなと思っております。それから同じ 5 ページの大きな 4 の 1 の (3) 国・府との連携で、大阪府では昨年、性的マイノリティに関わる条例、それからヘイトスピーチやヘイトクライムを規制する条例が昨年できました。それに基づいて大阪府の人権尊重の社会づくり条例が改正をされて、府民の責務であったり、事業者の責務が位置付けられております。そうしたことの普及啓発も含めて、ぜひご検討というか、記述についてはもうお任せしますけども、ぜひ入れていただければなと思しますのでよろしく願いいたします。

○中島会長

ただいまのご意見について繰り返しいたしません、事務局の方どうぞよろしく願いいたします。鶴岡委員どうぞ。

○鶴岡委員

この第二次富田林市人権行政推進基本計画（案）で第 1 期実施計画を令和 2 年～4 年、っていうふうになってるこの資料なんですけれども、この案っていう字がですね、多分その第 1 期実施計画を令和 2 年～4 年、括弧そのあとに来る（案）ということではないでしょうかと思うんですね。というのは、基本計画、もう実は去年の 2019 年の 3 月にこのピンク色の冊子という形で確定してると思うんですね。ですのでこれについての案ではないというふうに思ったのでちょっと意識が混乱しておりましたので、その訂正をお願いしたいというふうに思います。それと、あと富田林市のまちづくり、人権尊重のまちづくり条例があって、そのあとに、人権行政推進基本計画があって、そのもとに実施計画があるというようなですね位置関係をですね、図にしたものを審議会の中で、最初の会議の時にはちょっと提示いただきたいなと思っております。でないと関係がよくわからないということもあると思いますので、そこをはっきりこの元にこれがある、この元にこれがあるというような位置付けを書いた図表みたいなものを必ず最初の審議会の時につけていただけたらありがたいなと思っております。以上です。

○中島会長

はい、ありがとうございます。この表紙の案は、事務局の方でご訂正をお願いいたします。それから二つ目のご提案についてもご検討ください。よろしく願いします。随分時間が経って参りましたが、案件 1・案件 2 双方に関わりまして、何かご質問、ご意見ありますでしょうか。はい。山本委員どうぞ。

○山本委員

案件に関係ないんですが、さきほど市長のご挨拶で SDGs の話をされましたが、あれは市長の個人的なご意見というふうに理解したらいいのか、それが人権の行政と関わっておっしゃったので、これは審議会で議論しなければならない話になるのか、教えてもらえませんか。

○中島会長

はい、只今のご質問繰り返しいたしません。事務局どうでしょうか。

○事務局

SDGsに関して、この審議会で審議するということではないんですけれども、富田林市としてはですね、市長のお話の中にもありました通り、SDGsの推進にも力を、別に入れておましてですね、取り組み指針なども、昨年策定しましてですね、やっております関係で、当然、中身につきまして、委員の皆様ご承知の通り、人権とも関わるところ大きくありますので、決して切り離して考えることはできないんですけれども、それについてここで、改めて審議するということではございません。

○中島会長

ありがとうございます。他にご意見ありますか。

それでは松本委員どうぞ。

○松本副会長

このチェックシートは、これから先も一つの指標として設定され、調査を続けられると思いますが、この指標の根拠は29～30年度実施計画の人権行政推進に向けた取り組みの一番最初の表の中にある各部局の業務のマトリックス表にあります。そして、この表の上には、「人権が尊重される潤いのある豊かなまちの実現」という目標と、さらにその上には憲法があるという構造になっているわけですが、私はこの各部局の業務の根拠となる憲法からの位置づけの流れが、各部局に十分に浸透していると思えません。自治体行政＝人権行政という内容の共有は、富田林市人権行政推進会議で行うと書かれていますが、何時、どれぐらいの頻度で、これを共有するための会議や研修は行われているのでしょうか。また、他の伝達・共有機会として、例えば部課長会でこれが論議されたのか、が分かりません。自治体行政＝人権行政という認識の共有を進めようとするれば、各部局から当然いろんな議論が沸き起こってくると思います。そういった議論があったのかなかったのかということすら分かっていません。このような重要な内容を共有していくためには、相当いろいろな手続きとか、議論とか、様々なアクションがいると思います。なので、これからは人権行政推進基本計画を実効あるものとして推進していくための基本的認識について、具体的にこういうことをするのだということをぜひお示しいただきたいと思います。人権行政推進会議でどうされるのか、部課長会でどうするのか、「人権教育・啓発推進員」体制の中でどうするのか、それから推進会議として研修をどういうふうに進めていくのか、というようなことですね。ぜひ、よろしく願いいたします。

○中島会長

ただいまの意見について事務局何か。

○事務局

今のご意見はもう常々、委員の皆様からご指摘いただいている点であると思うんですけれども、昨年度の計画の策定におきましてもその推進会議の中でですね、人権行政推進会議に中でも下ろしていきまして、ご意見も伺ったんですけれども、残念ながらちょっと活

発な意見にはなっていないのが現状でございますので、この中にも活性化させていくというふうには掲げておりますのでですね、2年度以降ですね。部課長会なんかも活用しながらですね、何とかこれまでとは違うやり方で活性化に取り組んでいきたいと、そういうところからやらないと浸透していかないっていうのは重々、私たちも認識は持っておりますので、これまでのやり方ではないやり方でまたアプローチしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○中島会長

はい、ありがとうございます。本日の案件1と案件2に関わって、これだけはどうしても発言しておきたいというのがございましたら、よろしく願いします。文言につきましては先ほど申しましたように、この審議会終了後お気づきになられたことについては、それぞれ個別で、事務局の方にお伝えいただけたらありがたいと思います。本日はその他というものがもう一つ入っておりますが、その他につきまして、ご説明いただけますでしょうか。

○事務局

その他ということで、今年度における、本市の取り組みにつきまして、情報提供させていただきたいと思っております。性の多様性と性的マイノリティに関する理解を深めることが課題となっております。これを受けまして、本市では、性的マイノリティの方への支援について取り組みを進めているところでございます。まず、7月に当事者の方を講師として招き、人権教育・啓発推進員に対し、研修を行いました。研修では、行政として窓口で配慮すべき点などを聞き、理解を含め深めたところです。研修を受けまして、全庁的に行政文書における性別欄の見直しを実施いたしました。法律で定められているものや条例改正が必要で、すぐに対応が難しいものを除き、必要でないものについては削除し、統計上で聞く必要がある場合には、聞き方を配慮するなどの対応を行いました。さらに、職員向けに皆様のお手元にあります、お配りさせていただいております、こちらのサポートブックですけれども、これは、職員向けに窓口や職場で適切に対応できるよう「性の多様性に関する職員サポートブック」を作成し、全職員に周知させていただいたところです。このサポートブックはウェブサイトでも一応公開させていただいております。さらに、推進員研修の講師の方のご協力で、子ども向けのLGBT絵本の読み聞かせ会を11月23日に実施し、お子様17名と保護者11名参加がありました。LGBTを題材にした絵本を取り上げ、子どもたちは熱心にその内容を聞き入っております。その後、保護者と講師の方との座談会を開催しました。当事者の方とお話するのが初めての方も多く、LGBTへの理解が深まったとの感想をいただきました。また、子どものことで心配されている保護者の方もおられて、子育てをする上でのアドバイスを熱心に聞いておられる方もおられ、大変有意義な会であったと思っております。そして3月にも第2回目の読み聞かせ会を予定をしておりましたですけれども、今の新型コロナウイルスの関係で、感染拡大防止で今回第2回目を延期し、今後日程調整をしていきたいなと思っております。その他に、今

現在、自分の性について悩みを抱えながら相談できずに、1人で抱え込んで生きづらさを抱えての方が安心して集まり悩み、などを話し合える場所を提供しようということから、すばるホールの男女共同参画センターウィズでコミュニティスペースを2月29日、来週の日曜日なんですけれども、実施しようかといま進めているところだったんですが、これもやっぱり現在のコロナウイルスの感染拡大の防止の観点から、第1回目は断念させていただくということになりました。こちらの方は、日程についてもまた今後調整していきたいなと思っております。ただ今現在第4回まで実施することが決まっておりますが、5月23日、8月20日、11月23日、決めておりますが、状況によって今後も判断していきたいと思っております。ほか、大阪府では、1月からパートナーシップ制度が開始されました。それについての資料がお手元に置いております大阪府パートナーシップ宣誓証明制度を開始しますっていう部分になります。この制度は、大阪府内ではすでに大阪市、堺市、枚方市、大東市、交野市が先に実施しておりますが、それ以外の大阪府それ以外の府民の方を対象とした制度であります。同性のパートナーを自治体が証明する制度で、法的に婚姻と同じ効果を持つものではありませんが、府営住宅への入居、府立病院での親族と同じように対応してもらえとなっております。市としましても、現在、性的マイノリティの方への支援に取り組んでおりますことから、来年度において、市独自のパートナーシップ制度の実施に向け、現在制度設計を進めているところです。

以上でございます。

○中島会長

はい、ありがとうございます。ただいま富田林市における幾つかの取り組みについての情報提供がございましたが、これに関しまして、誰かご質問ございますでしょうか。ないようでしたら、本日の案件は以上です。これで終了させていただきたいと思っております。最後に事務局の方から何かありましたらお願いいたします。

○事務局

本日は、多数のご意見、ご提言をいただきましてありがとうございました。皆様から頂戴いたしましたご意見を踏まえて、今後、実施計画に反映させていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

本日は本当に貴重なご意見、ありがとうございました。

○中島会長

それでは皆様本日はありがとうございました。以上をもちまして、本日の審議会を終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。